

佐賀県 概算数量発注方式要領

1. 目的

この要領は、設計積算業務の簡素化を図るため、概算数量で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものとする。

2. 適用

対象は、県土整備部・地域交流部及び農林水産部所管発注工事および業務委託とし、構造、形状等が著しく変化しない比較的単純なものに適用できる。なお、年間維持等の着工前に内容が確定できない業務は別途定める。

3. 定義

- 1) 「概算数量発注方式」とは...当初設計の数量を概数により積算し、契約後の現地測量、施工承認により工事数量の確定をし、施工を行うものをいう。
- 2) 「概数」とは...次に示すいずれかの方法で算出された工事数量をいう。
 - 大部分が「概数」による場合
設計図書に示した標準的な横断図等から算出した数量（代表断面×延長など）
 - 主要部分以外が「概数」の場合
 - a) 主要部分（工事目的物の主要な部分）の数量は詳細設計図等により算出された数量であり、その工事の附帯的工種（主要構造物の作業土工等）に係る部分を標準図等で算出した数量
 - b) 任意仮設において標準的な工法により、設計計上する仮設工に係る数量
- 3) 「施工計画図書」とは...監督員が提示した設計図書及び現場立会に基づき、請負者が現場調査・測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をいう。
 - 平面図、縦横断図、構造図、展開図等の計画図面
 - 構造物、土工、仮設工等の計画数量計算書
 - 以上の結果に基づく、施工計画書

4. 発注設計書の作成

- 1) 設計書
 - 設計書は全体を概数で設計している場合は、当初設計書の鏡用紙に「概算設計」と表示する。また、一部分が概数の場合は、「一部概算設計」と表示する。
- 2) 添付図面
 - 添付する図面は、位置図・平面図・標準横断図・標準構造図等とする。また、詳細な図面があれば参考に添付する。
- 3) 特記仕様書
 - 概算数量発注方式であることを、特記仕様書に明記する。また、一部概算設計の場合は、概数として扱う項目・数量について、特記仕様書で明記する。
- 4) 工期の付与日数
 - 通常の標準工期に加え、「施工計画図書」作成期間としてに必要な日数を付与すること。
- 5) 測量調査費

「施工計画図書」の作成に要する費用は、「建設工事設計変更ガイドライン 3-2-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合」を準用し、共通仮設費の準備工に積上げ計上する。

ただし、計画図面の作成に必要な現地調査及び測量の費用は、原則として積上げ計上しない。

5. 施工

1) 現場立会

監督員は請負業者と現場立会を行い、監督員の意図を良く理解させ、請負者に施工に必要な資料の作成を指示する。

2) 現地測量

請負業者は、現地調査、測量を行い「施工計画図書」を作成し、監督員へ提出する。

3) 照査

請負業者は、契約約款第18条に基づく設計図書の照査を行い、照査結果を監督員に提出し協議する。

4) 施工承認

監督員は提出された「施工計画図書」により工事費、その他諸条件を検討して、工事实施に支障がないことを確認した後に承認する。また、この承認により設計金額が増減する場合は、「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」の「手続きフロー」によって、必要な決裁及び協議を事前に行うこと。

5) 着工

承認された「施工計画図書」に基づき工事を実施する。なお、その後に変更が生じた場合は「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」及び「建設工事設計変更ガイドライン」により手続きを行うものとする。

6. 変更設計書の作成

1) 「施工計画図書」または、「施工計画図書」の変更を行った場合は、協議資料に基づいて、設計変更の手続きを行う。

2) 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による。」あるいは、「一部概数発注工事のため 工の m^3 を m^3 に変更」と記載して良いものとする。ただし、下記については、通常の変更理由を記載する。

工法等の変更や構造物の構造・規格等の変更。

新たに工種が発生した場合。

施工条件が変更になったことに伴う変更。

その他、前述 ~ に類する変更。

附則（平成24年3月1日建設技第755号）

この要領は、平成24年4月1日以降に「契約事務の事前伺が決裁された請負工事及び委託業務」に適用する。

附則（平成 26 年 3 月 19 日建設技第 2060 号）

この要領は平成 27 年 4 月 1 日以降公告又は指名通知から適用する。

附則（平成 31 年 3 月 7 日建設技第 2378 号の 1）

この要領は平成 31 年 4 月 1 日以降公告又は見積り依頼から適用する。

附則（令和 3 年 1 月 28 日建設技第 2697 号の 1）

この要領は令和 3 年 2 月 18 日以降公告又は見積り依頼から適用する。

附則（令和 3 年 10 月 5 日建設技第 2357 号の 1）

この要領は令和 3 年 10 月 30 日以降公告又は見積り依頼から適用する。

（数量算出の参考事例）

概算数量とは、標準横断面図、標準構造図等において示されている平均的な数量を基に算出された数量をいう。

通常（概算以外）の発注方式					概算数量発注方式				
土工 各側点の横断面図より求めた数量を平均断面法で求められた数量を算出する。					土工 工事区間の全横断面図から、施工数量に影響する代表的な横断面図（必要に応じ複数断面を選択）をもとに概算数量を算出する。				
測点	距離	断面	平均	土量	測点	距離	断面	平均	土量
0		3.0			0	200	3.0	3.0	600.0
1	20	5.5	4.25	85.0					
+5.0	5	6.0	5.25	26.3					
2	15	3.1	3.1	46.5					
・	・	・	・	・					
・	・	・	・	・					
・	・	・	・	・					
10	20	4.2	4.0	80.0					
合計	200			750.0					
小型構造物 各構造物に対して、標準構造図集により算出した数量を採用し設計図書とする。					小型構造物 集水桝、横断樋管等で小規模な構造物は、実施設計図書の構造物から代表的な構造物を選択し、その構造物の数量（概算数量）を採用することが出来る。				
類似断面が連続する構造物 各測点ごとの断面図を基に、展開図を作成して数量を求め設計数量としている。					類似断面が連続する構造物 代表的な断面等により、概算数量を求めることが出来る。				

変更契約を終えるまでの期間における数量の取扱は、承認した「施工計画図書」及び、協議により決定した数量により運用を図る。